

採石のための掘削作業主任者 技能講習会（資格取得）の開催案内

平成21年7月3日

（社）日本砕石協会東海地方本部愛知県支部

この講習会を下記要領で開催しますので、受講を希望される方は、下記の取引銀行口座に受講料及びテキスト代をお振込みの上、別紙申込書（作業経験証明書を含む。）を郵送してください。

申込書が到着次第、所定様式による申込書（願書）を郵送しますので、必要事項を記入の上提出していただき、願書を審査し、入金を確認後、受講票、会場案内図を送付します。

・ 講習のあらまし、受講資格

- （1）この講習は、採石業にかかわる掘削面の高さが2 m以上の岩石掘削作業場に配置すべき作業主任者の法的資格を取得するために行うものです。
- （2）受講者の資格に関しては、岩石の掘削作業に3年以上の従事経験を要し、経験不足を一部分学歴で補うことができます。
- （3）受講者の対象は、採石に関係ある事業所に従事する人です。

・ 開催日時

平成21年11月5日（木）～6日（金）＜2日間＞
両日とも午前9時から開始

・ 場 所

砕石会館 4階 研修会室（名古屋市東区東大曽根町10番21号）

・ 内 容

13時間の講習及び1時間の修了試験

・ 受講料及びテキスト代

- （1）受講料 15,000円（一部科目免除受講者は13,000円）
- （2）テキスト代

「採石のための実務必携」

会 員 3,150円

会員外 6,300円

「採石業の労働安全衛生関係法令集」

会 員 2,100円

会員外 4,200円

・ 受講の申込先

（社）日本砕石協会 東海地方本部 愛知県支部

[愛知県砕石工業組合と同じ事務局です。]

〒461-0022 名古屋市東区東大曽根町10番21号（砕石会館）

電 話：052-936-5151

FAX：052-936-5160

・ 振 込 先

三菱東京UFJ銀行 大曽根支店 普通預金 361501

愛知県砕石工業組合 理事長 鶴田欣也

・ 申込期限

平成21年10月23日（定員になり次第締め切ります。）

受講資格（詳細）

この技能講習の受講資格は、次の項目のいずれか一つに該当することが必要です。

1. 岩石の掘削の作業に3年以上従事した経験を有する者（証明書が必要）
2. 学校教育法による大学、高等専門学校または高等学校において、土木または採鉱に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上岩石の採掘に従事した経験を有する者
3. その他労働大臣が定める者（この該当者は講習科目の一部免除を受けることもできます。）

（1）職業能力開発促進法〔（旧法）職業訓練法〕に定める養成訓練のうち、「石材料の訓練（採石についての技能を専攻した者）」を修了した後、2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有する者

（2）職業能力開発促進法〔（旧法）職業訓練法〕に定める能力再開発訓練のうち、「石材料の訓練（採石についての技能を専攻した者）」を修了した後、2年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有する者

（3）職業能力開発促進法〔（旧法）職業訓練法〕に定める「石材料の職種に係る職業訓練指導員免許」を受けた者

（注）上記の資格のうち、「2」「3（1）」「3（2）」「3（3）」に該当する者は、その旨を必ず明記してください。また、受講にあたっては、それらを証する卒業証明書、修了証明書等を提出してください。

[F A X 0 5 2 - 9 3 6 - 5 1 6 0]

採石のための掘削作業主任者

技能講習会（資格取得）の受講申込書

平成 2 1 年 月 日

（社）日本砕石協会
東海地方本部 愛知県支部 御中

住所又は所在地：〒 _____

氏名又は会社名： _____

（担当者氏名： _____）

電 話： _____

F A X： _____

下記のとおり申込みます。

受 講 者 氏 名	所 属

岩石掘削作業経験申立書

受講申込者 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

私は、下表に掲げる事業所において岩石掘削作業に従事した経験を有していることに相違ありません。

事業所名	作業の経験		
	作業の内容	期	間
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで
		年 月 日から	年 月 日まで